

○加藤（勝）委員 財務省との関係もあるから、なかなかお答えいただけないんだろうと思いますけれども、しかし、復興大臣というのは、設置法上、いわば復興に関しては内閣の官房長官みみたいな立場に位置づけているわけでありますから、そこはやはり積極的に、今、政局、いろいろこれからあります、それはそれとしながら、やはりきちんと実態を把握して、その機能をぜひ果たしていただきたいと思います。

続いて、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の窓口負担等の減免についてお伺いをしたいんですけれども、厚生労働省、きょうは副大臣においでいただいております。

九月でやり方が少し変わりますよね。そうすると、九月までの適用対象、例えば国民健康保険でいえば、窓口負担が、九月まででいえば六百八団体だったものが、六十五団体と大幅に減るんですね。金額的にいえば一、二割減る程度だと思いますから、実際の利用数はその程度だと思います。

従前の対応に戻っていくんだということでありますけれども、私がざっと計算しても、各適用できる団体、すなわち、今言った減免総額がそれぞれの負担、保険料等々ですかね、の総額の3%を超えるというたしか条件があったと思いますけれども、そういう団体全てが適用するとすると、やはり四、五十億の負担が地方自治体には加算されていく、こういうふうに思うんですけれども、これはやはり、十月一日からは今のまま実施し、そして対応分については基本的に各自自治体が負担をする、こういう整理に変わりはない、こういうことですか。

○辻副大臣 先生から御指摘いただきました問題につきましては、平成二十四年九月末までは、減免に要した費用の全額を国が財政支援するということでさせていただいてきたところであります。

これは、阪神・淡路大震災のときには震災発生後一年間減免措置に対する特別の財政支援をしていたことから、今回の震災でも当初一年間の特別の財政支援を行うこととしていたところがございますけれども、被災状況を反映した被災後の所得が判明して、保険料や自己負担額が被災後の所得に応じたものになるまでということで、さらに半年間、特別の減免のための財政支援を延長させていただいたものでございます。

二十四年十月以降につきましては、保険者の判断により窓口負担等の減免措置を行った場合に財政支援できる既存の国保等の仕組みを活用いたしまして、財政負担が著しい場合に十分の八以内の額を支援するというようにさせていただいております。御指摘のようなこれまでの方針で臨みたい、このように思っております。

○加藤（勝）委員 所得把握ができれば、それに応じて負担が下がって、軽減というか、実際に合わせた負担になる等々ということでお話があったんだと思いますけれども、そこはぜひよく見ていただかなきゃいけないなというふうに思います。

特に、基本的には、いずれにしても特別調整交付金の中でやらざるを得ないということでありまして、二十四年度は基本的にそうやってやってきているわけですよね。だから、そこはある意味では、そう決められたけれども、状況を見ながら違うやり方だって、今言った、執行上できないことではない、するかしないかの判断はもちろん別にある、こういうことだと思っております。

それぞれの自治体の対応においては、平野大臣も、地方財政措置等、地方団体が財政的に厳しい状況にならないように配慮していく、実態を見ながら施策をします。しかし、結果としてその地方自治体が財政的に困窮したのでは対応力が落ちてしまうわけでありますから、その辺はよく調整をしていただいて、これから、どこまで手を挙げていかれるのか、それからその自治体の状況がどうなっているのか、そこを見てしっかりと対応していただきたいと思います。

実際、一月中旬から失業給付も終わっていますよね。質問するつもりはありませんけれども、それも六月二十二日までで約一万五千人の方が終了した対象である。しかし、失業給付が終了した時点では、一万人弱の方がいまだ就職できていないというのが実態なんですね。ですから、それも、やはり地域によってなかなか雇用情勢が厳しいというところがあるわけでありますから、そこはもう少し、通常と同じに戻ってきますよという理屈だけではなくて、やはりきめ細かい対応をぜひお願いしたいと思います。

余り時間がなくなってまいりましたので、今予算の議論をさせていただきましたけれども、復興状況を把握するというので、復興庁のホームページを見ておりましたら、六月二十六日に、東日本大震災からの復興状況の把握手法等々について幾つか出ておりました。

やはりこれから、個々のを見ていかなきゃいけないのと同時に、これはマクロ的なデータとミクロ的なデータを含めて、どのぐらい進捗していくのかということ、国自身も、もちろん地方公共団体も、そして被災地以外の国民の方々にもきちんと示していく、こういう努力が私は当然必要なんじゃないかと思っているんですけども、まだ、こうした復興状況の把握手法をしました、こうですよというレベルで、こうなっていますねという、結論というか、今の復興状況はこうですよというところにはなっていないように見えたんですけども、いつごろ国として、復興状況について、大体この分野はこうだ、この分野はこうだというような一つの目安というんでしょうか、状況の把握というのを示していくおつもりがありますか。具体的なスケジュールあるいは考えがあれば、お示しいただきたいと思います。

○平野（達） 国務大臣 復興庁では、今、「復旧・復興の現状と課題」と称しまして、これに関する資料を取りまとめまして随時公表しております。これは、インフラ等の復旧状況、それから鉱工業や水産業等の生産状況などの復興の現状と課題を把握しまして、これを公表しているということでもあります。

それから、あわせてこれから取り組まなくちゃならない課題としては、何といたっても住宅の建設のスケジュールでございまして、これもできれば地区ごとにきちっとした工程表をつくってもらいまして、その進捗状況を的確に公表するということについても取り組んでいきたいというふうに思っております。

（中略）

○小野寺委員 期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

次に、これは前回もお話ししましたが、医療費の窓口負担と介護保険利用料の減免の延長についてということでお話を厚労省にお伺ひしたいと思うんです。

前回のお話でも、来年の三月三十一日まで延長いたします、ただ、これは市町村の判断で延長できるし、その延長した費用負担というのは、今までは十分の十、これは国がしっかり準備しましたが、十分の八ということで、自治体負担が今後発生するという答弁をいただきました。

被災した自治体、実は自主財源はもうほとんどないです。こういう中で、被災して、言ってみれば、被災の程度がもしかしたら軽微で自治体財源が十分なところは、では、私のところはしっかり対応しましょうということができるんですが、逆に、被災して一番苦しくて貧乏な自治体は、十分の八の残りの二を出せということ、こういうことがないようにぜひ手当てをしていただきたいというお話をしましたが、その後、いかがになりましたでしょうか。

○辻副大臣 この点につきましては、先生から前回も御質問いただいたところでございますけれども、改めて申し上げますと、東日本大震災における国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の窓口負担また保険料の減免措置につきましては、原発警戒区域に対しましては、平成二十五年、窓口負担は二月末まで、保険料は三月末まで、そしてその他の被災地域につきましては二十四年

の九月末までという方針で申し上げさせていただいたところでございます。

これは前回も申し上げましたが、阪神・淡路大震災のとき一年間だったものを、今次被害の重大さに鑑みまして半年間延ばす、そして、そのことの半年間という意味は、保険料や自己負担が被災後の所得に応じたものになるという意味合いを持っていただいておりますけれども、そういったことで半年間延ばさせていただきました。

そして、他の一般の災害との均衡ということもございまして、また、この半年間の措置というものが特別調整交付金という国保等の制度の予算の枠内で対応させていただいたということでございまして、その措置なかりせば他に厳しい市町村国保にも配分されるものを、そこを我慢していただいて対応させていただいたという性質も持っておりますので、そういった中で判断させていただきまして、十月以降は、もともとの国保の制度の中での、御指摘いただきました十分の八以内の額の支援という形に対応させていただいているということでございます。

○小野寺委員 副大臣に再度確認しますと、そうしますと、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、今回のこの医療費の窓口負担の減免及び介護保険利用料の減免の延長というのは九月三十日で終わりということで理解してよろしいのでしょうか。

○辻副大臣 現行十分の十のことは九月で終わるわけでございますけれども、その後は、国保制度の中にある十分の八の措置が、市町村が判断された場合には、それが展開されるといいますか進むということになるわけです。ただ、先ほどおっしゃった三月三十一日までではございまして、国保の制度としては現行制度の枠内にある制度でありますので、十月以降、そういった要件に合致するものについては、三月三十一日までではなくてそれ以降も継続があり得るということでございます。

○小野寺委員 言い方を正確に言っていただきたいんですが、この延長というのは、今回、九月三十日で終わりですよ、そしてそれ以降については、従来の低所得者対策、今までと同じような低所得者対策に関しての十分の八の制度があるから、それを使えばということでよろしいのでしょうか。

○辻副大臣 十分の十の補助は九月で終わります。そして、十月以降は、国保制度等の中にもともとある十分の八の補助の制度で出発できるという状況が発生するということです。ただ、三月三十一日で終わることではございません。

○小野寺委員 地元の新聞に大きくこれは延長と出ているんですよ。でも、今、副大臣のお話を聞くと、実は延長ではなくて九月三十日で終わりということで、今はっきりおっしゃっていただきました。

私は、こういう紛らわしいような情報を出すことが間違いだと思うので、もう政府が九月三十日で終わりなら終わりということで明確に言ってくれないと、それが何か先に続くような印象で、新聞に出て、みんなそう思っているわけですよ。被災地の皆さんは、あれ、どうなったのというふうになったときに、これは自治体が今度は矢面に立つ。私は、そういう間違っただけのメッセージは出さないで、明確にしっかり対応していただきたい。

それで、再度お願いをしたいのは、九月三十日で終わり。先ほど阪神・淡路というふうなお話をされました。あの震災も私は大変な震災だと思います。ですが、今回、まだまだ復旧がおくれております。瓦れきの処理もまだ終わっていない。仮設住宅に多くの方が今でも住んでいる。これが、私は、前回の阪神・淡路の例をそのままとりますという答弁ではおかしいと思います。ぜひ、もっと延長すること、これを検討していただけないと、きょうはここに同じく被災地の出身の議員がたくさんおります。恐らく、仮設住宅を回ったら、この問題、この心配の話が出てまいります。このことへの対応というのは再度御検討いただけないでしょうか。お願いいたします。

○辻副大臣 地元のお気持ちを体しての御主張というのは十分耳を傾けさせていただきたいと存じますけれども、一つの国の制度ということを追求めるときに、先ほど申しましたような、阪神・淡路大震災のときに一年間、それを半年間延長させていただきました。そして、他の一般の災害との均衡もあり、かつまた、この措置が国保なり介護保険等の制度の中での予算のやりくりで対応しているということをございまして、そういった中では、こういったことで、九月で一応十分の十についてはとめさせていただいて、それ以降はもともとの制度の中の十分の八の補助で対応していきたい、このように考えております。

○小野寺委員 全然耳は傾けていないと、今、同僚議員からのお話がありました。

ぜひ仮設住宅を回って、御自身の口で今のことを被災住民に説明してくださいよ。私たちはこれから住宅に行き、この話を説明しなきゃいけない。何て答えが返ってくるか、もう目に見えていますよ。ぜひ私のかわりに、申しわけないんですが、ここにいる同僚議員のかわりに、被災地の仮設住宅を、御自身の口で今の話をし、阪神・淡路のときの経験から考えて今回は九月三十日で終わりですと御自身の口で言ってくださいよ。じゃないと、私たち、しょっちゅうこの要望を言われている中で、もう常に無力感を感じている。ぜひ現地に入って、御自身の口でそのことをおっしゃっていただきたい、そう思っております。

さて、こうやっているいろいろな復興のことを地元の声を聞いて検討していくと、どうしても国や県のさまざまな事業、特に国の事業ではなかなか手当てできないところがたくさんあります。何度か取り上げさせていただきましたが、崖地の近接区域の危険住宅移転事業。これが、初めに移転した人はだめ、この事業がしっかり適用になった後の人は適用されるけれども、いち早く、どうしても早く復旧しなきゃいけないということで初めに動いた人はだめ。こういう遡及ができないということも、これは国の制度として大変難しいと、何度もここでかたくなに断られました。

そういう中で、私は、やはり最後のこの対応ができるのは、例えば取り崩し型の復興基金、これを国が積んでいただきまして、前回の質問の中では、この基金、一番初めはそれぞれ自治体の財政需要額に応じて出したということですから、岩手県、宮城県、福島県、それぞれの額になったと思います。

ただ、被災の大きさから考えて、やはりうちはまだまだ足りないという自治体が、都道府県がある。ぜひ、前回のお話でも総務省からお話いただきましたが、この取り崩し型の復興基金、今度は、被災地の被災状況、これに合わせてもっと積み増しをして出していく、その方針を確認したいと思います。それがあれば、私ども、地域から来るさまざまな細かい要望についても、県、市、一緒になって対応できます。

この基金についての検討状況について教えてください。

○稲見大臣政務官 取り崩し型の基金の増額につきましては、宮城県等からの要望を含めまして、七月の二十六日に御指摘をいただいたところでございます。

もともとは、事業内容を精査できないということで、財政規模等で算出をいたしました。これからは実際の事業が出てまいりますので、そのことにどう対応できるのかということであろうかと思っております。

ただ、全体でいいますと、これは特別交付税で積み増しをいたしましたので、果たして、ことしの一兆四百億円程度の特別交付税で措置ができるのかどうか、来年もそれができるのかどうかというふうな問題であろうかと思っております。

そうしますと、全体の復興事業、十九兆円規模というふうに言われておりますけれども、それがどうなっていくのか、その全体としての増額の措置をどう講じていくのかということの検討の中で、これは総務省だけではなしに、全体として、その対処が可能かどうかを検討していくべき課題ではないかというふうに思っております。

(中略)

○平野（達） 国務大臣 今お話を聞いていますと、何か公物管理の原則をそのまま当てはめているような、もしそれが、多分事実だろうと思えますけれども、そんな感じがします。

仮設住宅をそこまで厳密にやらなくちゃならないかどうかということは私自身もちょっと疑問に思いますし、今の点は、厚生労働省、それから国交省の方に検討させたいと思います。いずれ、大変な暑さだと思います、何か工夫でそこが緩和できるということであれば、しっかり対応したいというふうに思います。

○斎藤（や） 委員 ぜひ、復興大臣からも各自治体に呼びかけていただきたいと思います。弾力的に、リフォームできるように、いろいろ構造上、穴をあけたら崩れてしまうというようなそういうリスクももしかしたらあるのかもしれませんが、相当暑い思いをされております。

仮設住宅に住んでいる方は、生きていだけでも丸もうけだ、ここに住まわせていただけるだけで感謝ですよというようなことを、東北の方は我慢強いし真面目ですから、こういうふうに言います。ただ、やはり早目に、落ちつける場所で住みたいなということをおっしゃっていました。

家を建てられる方、自力再建できる方はいいんですけども、どうしても高齢者の方とか収入が不安定な方は復興住宅の建設を望んでおります。全然、復興住宅の建設は進んでおりません。交付金がおくれたということもありますけれども、早急に大臣の方からも復興住宅の建設を後押ししていただければというふうに思います。

そして、週末、複数言われたのが、やはり医療費、介護保険料の減免措置をしばらく続けてほしいということがございました。報道では、延長するという報道もございます。実は、被災地では介護が必要な高齢者がふえています、どんどんふえています。なぜかといいますと、仕事を奪われて体を動かさなくなったとか、近所づき合いがなくなって家にこもりきりになって体力が低下してしまった、そして介護の世話にならなくてはいけない体になってしまったということがございます。一方で、介護サービスを利用して、生きる活力を戻している方もいます。

私が仮設で聞いたのは、お母さんが認知症にかかってしまって、もう二十四時間監視しなければいけない。しかし、介護のデイサービスに預けている間に家事をしたりできるから非常に助かっているということで、介護の保険料の減免というのは本当に助かっているんだということをおっしゃっていました。

ところが、この減免措置というのが九月に終わるという話になっている。仮設に住まわれている方は情報が非常に少ないのか、これが延長になるということはまだ報道などでは聞いていないのでしょうか。震災で収入が激減してしまって、減免がなくなると、とてもじゃないけれどもこれは払えないよ、生活の復興もまだなのに、これで打ち切りというのは、何か国から見捨てられたような気分になってしまうと。やはり、仮設に住んでいて、さまざまな減免措置だとか補助だとかそういうものが、まだ仮設に住んでいるのにそれがなくなってしまうと、何か国は冷たいなとどうしても思ってしまうということを痛烈に、私に痛切に言っていました。

この減免について、制度の延長が決まった旨のような報道がされています。このことについて、ちょっと細かく説明してください。国は延長を決めたのか。報道されているように、国の補助は八割ということで、あとは、継続というのは市町村に委ねられているという話なのか、そのあたりをちょっと確認したいと思います。よろしくお願いします。

○辻副大臣 最初に、恐縮でございますが、先ほど応急仮設住宅のことがございましたけれども、私どもが聞いておりますのは、居住環境の改善のためのエアコン等を設置する工事につきましては基本的に認められているということを宮城県などの設置主体から伺っておりますので、まずは、工事の内容等につきまして県または市町村によく御相談していただければよいのではないかと、このように思っております。

そして、御質問いただいた件でございますけれども、これもかねがね御指摘をいただいている

ところでありますけれども、国民健康保険などの窓口負担の免除につきましては、警戒区域等以外の被災者につきましては、平成二十四年九月末まで、減免に要した費用の全額を国が財政支援することにいたしております。

これは、先ほども答弁いたしましたけれども、阪神・淡路大震災のときには一年間財政支援をさせていただきましてけれども、今回の被害の甚大さに鑑みまして、半年間延長する、そして、それは国保や介護の制度の中で支援をさせていただくということで半年間やらせていただき、その半年間を延長するというによりまして、保険料や自己負担額が被災後の所得に応じたものになるということにもつながることであつたわけでありまして、そういったことで、半年間延長をさせていただいて九月までということになっているわけでありまして。

そしてまた、他の一般の災害との均衡ということもございまして、国保の特別調整交付金でこの半年間やらせていただくわけですけれども、それは、そのことなかりせば他の厳しい市町村国保に対して行くお金をそちらに重点的に回させていただいているということでもございまして、財政的な制約もこれありという中で判断をさせていただいたということもございまして。

二十四年十月以降につきましては、保険者の判断によりまして減免を行っていただいた場合に財政支援できる国保の制度等の仕組みを活用いたしまして、財政負担が著しい場合に十分の八の範囲内での支援をさせていただいている、こういうことでもございまして。

○斎藤（や）委員 ずっとこの委員会でも答弁があるように、財源がないから国は八割しか出せなくて、あとは、続けるか続けないかはその自治体が決めてくれということだと思んですが、今話でもあつたのは財政上のことのようなのでございましてけれども、本当にその財源はないのか、そういう話です。

私、先日の復興委員会でも言いましたけれども、復興予算が六兆円繰り越されて、一兆円不用になって国庫に返るという話を聞きました。国庫に戻すというのは、これは復興特別会計に繰り入れるということもございましてけれども、そもそも、この復興特別会計というものの制度の理念、それから創設の理念というのを国民の皆様にもちょっとわかりやすく端的に教えていただきたいんですけれども、よろしく申し上げます、大臣。

○平野（達）国務大臣 特別会計でございまして、特別会計に関する法律第二百二十二条では、復興特別会計につきましては、「東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とする。」と定められております。

この特別会計の設置によりまして、もう委員御承知のように、予算及び決算については、復興に関する歳入歳出は原則として全て一元的に管理されることとなります。また、特別会計に関する法律第十九条に基づく企業会計の慣行を参考とした財務書類も作成することとなりまして、復興事業に係る資金の流れの明確化が図られるというふうに考えております。

（以下略）